

令和元年度原子力被災12市町村農業者支援事業の事業評価について

令和元年度に実施した原子力被災12市町村農業者支援事業の評価結果について、原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱（平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知）第10の3により、公表します。

【問い合わせ先】

大臣官房地方課

災害総合対策室

代表：03-3502-8111

（内線：3125）

令和元年度原子力被災12市町村農業者支援事業の評価書

1. 事業の実施状況

①事業実施市町村	10市町村	
②事業申請期間	平成31年2月5日～平成31年3月1日 令和元年5月20日～令和元年6月21日 令和元年8月19日～令和元年9月20日 令和元年10月15日～令和元年11月15日	
③事業実施計画者数	123者	
④事業実績		
事業費計	1,393,987千円	うち補助金 968,054千円
うち		
・農業用機械等の導入	998,696	735,210
・施設の整備等	271,235	190,257
・施設の撤去	556	417
・果樹の新植・改植、 花き等の種苗等導入	12,489	9,136
・家畜の導入	111,007	33,033

2. 事業目標に係る点検

- ①事業目標 平成23年12月時点で農産物生産の中止等を余儀なくされた農地(17,298ha)のうち、令和2年度末までに6割の営農再開を図る。
- ②令和元年度までの営農再開面積 5,568ha(32.2%)
- ③目標達成度(②/①) 53.7

3. 点検評価の総合所見

- (1) 事業の実施に当たっては、市町村、関係団体向け説明会の開催、農業者向けに事業申請期間中の相談会の開催、対象市町村内での広報、官民合同チーム営農再開グループ(公社)福島県相双復興推進機構、福島県農業振興課及び農林事務所農業振興普及部・農業普及所等が構成員)による農業者に対する個別訪問調査時における事業内容の紹介・助言を行うことにより、農業者に対する事業の周知と利用促進の取組が実施された。
- (2) 事業実施計画書の内容審査や複数の見積りによる事業費チェック等に取り組むことにより、事業の効率性、有効性が十分に確保されるよう実施された。また、審査期間の圧縮を図り、早期に事業着手できるよう実施された。
- (3) 令和2年3月に双葉町、平成31年4月に大熊町、平成29年3月に川俣町、浪江町、飯館村、4月に富岡町で避難指示が解除された区域は、保全管理を行っている地域も多く、帰還する人もまだ少ない状況であり、営農再開までにはまだ時間を要する。令和元年度末時点での営農再開割合が32.2%となっている現状を踏まえ、事業目標を再検討する必要がある。
- 引き続き、県が市町村及びJA等の関係機関と一層連携して、農業者への事業周知と利用促進の取組を積極的に推進するとともに、必要に応じて事業実施計画に基づく営農再開の取組状況を把握して指導を行うことにより、営農再開を促進することが重要である。

農林水産省から福島県知事に対する改善指導の必要性

無